第百六十九条の六第一項中「信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地（その土地の定着物を含む。）の管理又は処分を行うこと」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地（その土地の定着物を含む。以下この項において同じ。）の管理又は処分を行うこと。

二　前号に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。

三　信託された土地の処分を行うこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第二条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「同じ。）」及び「第二項に規定するシルバー人材センター」の下に「若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者」を、「規定する母子福祉団体」の下に「若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）」を加え、「当該母子福祉団体」を「当該母子福祉団体等」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第三条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表第百五十二条第一項、第三項及び第四項の項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

総務大臣　川端　達夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百十一号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条の四第六項及び第百十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二の四中「一月」を「五年」に改める。

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項を次のように改める。

運転免許試験手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円
			千百五十円
	普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円
		法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千四百五十円）
			千四百五十円
		法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円
		法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百円）
			千三百円
	特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車若しくは第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円
		法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百五十円）
			千四百五十円